

議第 6 7 号

漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

広島県と呉市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更することについて、広島県と協議する。

広島県と呉市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する規約

広島県と呉市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（平成 1 7 年 3 月 2 0 日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条 広島県（以下「甲」という。）は、倉橋漁港及び豊島漁港における次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を呉市（以下「乙」という。）に委託する。 (1) 広島県漁港管理条例（昭和 4 0 年広島県条例第 3 5 号。以下「管理条例」という。）に基づく漁港管理に関する事務。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア～ウ 略 (2) 略	第 1 条 広島県（以下「甲」という。）は、倉橋漁港及び豊島漁港における次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を呉市（以下「乙」という。）に委託する。 (1) 広島県漁港管理条例（昭和 4 0 年広島県条例第 3 5 号。以下「管理条例」という。）に基づく漁港管理に関する事務。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア～ウ 略 <u>エ 管理条例第 1 1 条第 2 項の規定による使用の許可</u> (2) 略

付 則

この規約は、広島県と呉市との協議が成立した日から施行する。

（提案理由）

広島県漁港管理条例の一部改正に伴い、広島県と呉市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の一部を変更することについて広島県と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。